

見直しの方針

(1) 施設の範囲

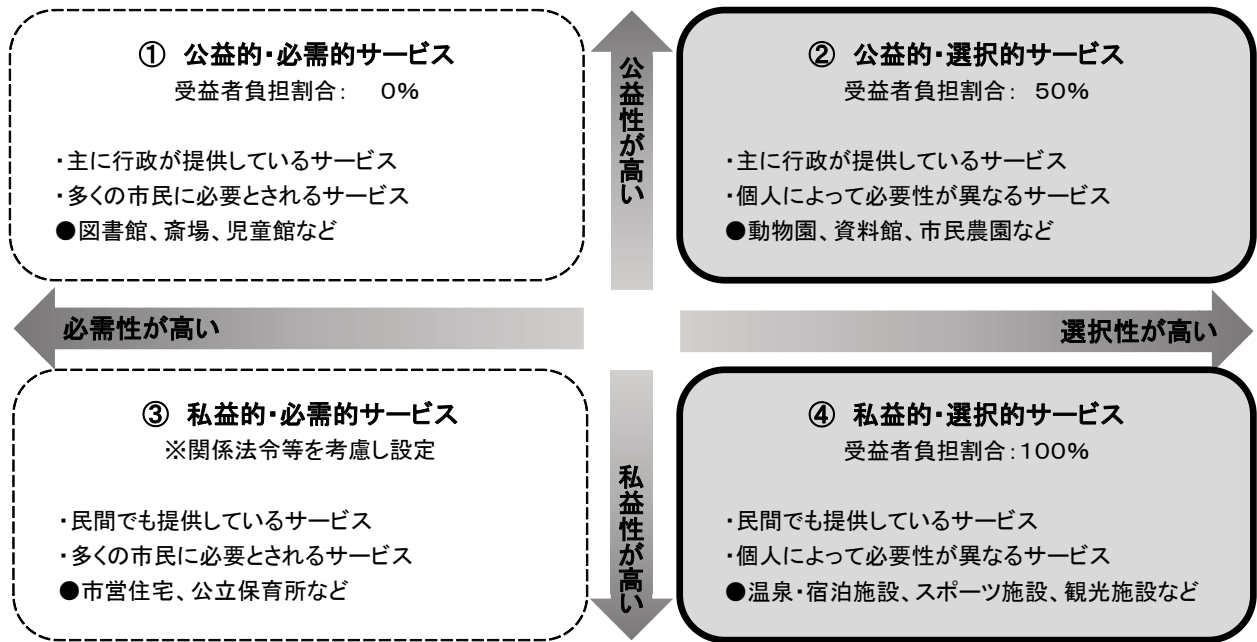
公共施設の行政サービスを施設の性質に応じて分類し、次の施設は見直し対象から除外しています。

ア 市民生活において必需性が高い施設（図1①③）

イ 受益者負担割合が50%又は100%の施設（図1②④）のうち、現行料金と算定料金の乖離が10%未満となる施設

ウ 現在、使用料等を徴収していない施設（コミュニティセンター、老人いこいの家など）

エ 開設から間もない施設、改修中の施設等（文化創造館、千秋美術館など）



(2) 使用料等改定の考え方

ア 算定料金（管理原価^{*1}×受益者負担割合）に基づき改定後料金を設定します。

イ 利用者の急激な負担増に配慮し、現行料金の1.5倍を上限（激変緩和措置）として改定後料金を設定します。

ウ 民間施設や他自治体施設の料金区分・水準、本市の同類施設における統一性なども考慮しています。

*1 【参考】管理原価

年間管理運営費（人にかかるコスト＋物にかかるコスト）をもとに、施設の利用形態に応じて、① 1㎡・1時間当たり又は②利用者1人当たり to 要する金額のこと。

① 貸室（会議室、和室、ホール等）など、一定の区画を貸し出す施設

管理原価 = 年間管理運営費 ÷ 貸出区画の総面積 ÷ 年間貸出可能時間

② 観光施設など、不特定多数の個人が同時に利用する施設

管理原価 = 年間管理運営費 ÷ 年間利用者数